



平成28年度

市税納期一覧表

※日付は納期限

年月 税目	平成28年									平成29年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			第1期 30日(木)		第2期 31日(水)		第3期 31日(月)		第4期 26日(月)			
固定資産税		第1期 31日(火)		第2期 8月1日(月)				第3期 30日(水)		第4期 31日(火)		
軽自動車税		全期 31日(火)	軽自動車税は毎年4月1日の所有者名義の人に課税されます。廃車、譲渡などで車を所有しなくなった場合でも、所定の手続きをするまでは所有者名義の人に課税されます。速やかに手続きをしてください。									
国民健康保険税	第1期 5月2日(月)	第2期 31日(火)	第3期 30日(木)	第4期 8月1日(月)	第5期 31日(水)	第6期 30日(金)	第7期 31日(月)	第8期 30日(水)	第9期 26日(月)	第10期 31日(火)	第11期 28日(火)	第12期 31日(金)

◆ 納付場所

- コンビニエンスストア各店舗

※対象店舗は納付書などに別途記載してあります。

- 九州各県のゆうちょ銀行(沖縄県を除く)
- 八代市役所 本庁
- 各支所
- 各出張所

市内に本支店を置く

- 銀行
- 信用組合
- 信用金庫
- 労働金庫
- 農業協同組合

- ◆ 他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなった人は、14日以内に届けてください。

国保ねんきん課
☎ 33-4113



口座振替をご利用ください

問合せ 納税課 33-4109 各支所地域振興課(鏡支所は市民環境課)

● 口座振替は、あらかじめ口座に入金しておくことで納期限の日に自動的に納付することができます。

● 振替できる市税

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

● 申し込み方法

納税通知書に同封している「八代市口座振替依頼書」に、振替口座の番号など所定の事項を記入後、通帳届出印を押し、取扱金融機関に提出してください。
※軽自動車税の納付書には同封されていません。

・「八代市口座振替依頼書」は市内の金融機関にもあります。

・**ゆうちょ銀行を利用する場合は、**同銀行の窓口を設置してある専用の申込書「自動払込受付通知書」でお申し込みください。

〈払込先〉

加入者名：八代市会計管理者

口座番号：0199018112573

● 口座振替を取り扱う金融機関

- | | |
|--------|------------|
| 肥後銀行 | 西日本シティ銀行 |
| 熊本銀行 | 熊本第一信用金庫 |
| 長崎銀行 | 熊本中央信用金庫 |
| 南日本銀行 | 熊本県信用組合 |
| 九州労働金庫 | 八代地域農業協同組合 |
| | 全国のゆうちょ銀行 |

● 手続きに必要なもの

- 納税通知書
- 通帳
- 通帳届出印
- 八代市口座振替依頼書

● 口座振替の開始時期

口座振替は市役所で「口座振替依頼書」を受理した日の翌月末から始まります。ただし、月末に受理した場合などは、振替開始月に間に合わない場合があります。次の納期からの引き落としとなります。ご了承ください。

なお、各税の第1期分は、納期限の前々月までの申し込みが必要です。また、納期をさかのぼって口座振替はできませんので、口座振替が開始される前月の納期分までは、納付書でお支払いいただくこととなります。

● 振替日

各期の納期限の日が振替日です。上記一覧表を参照ください。**振替日の前には預(貯)金残高をご確認ください。**

● 注意事項

納税義務者の死亡や世帯の変更、不動産の相続などで納税義務者が変更になった場合は、再度口座振替加入の手続きが必要となります。また、口座名義人が亡くなった場合も同様です。